

項番	現行(2020/3/30適用分)	変更後(2022/4/1適用分)	変更箇所
1	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (会員)</p> <p>1.本特約、ANAが定める「ANAマイレージクラブ会員規約」、パスモが定める「PASMO取扱規則」および「オートチャージサービス取扱規則」(以下「各社規約」といいます。)、また4社のうちの各会社を個別に指す場合には「各社」といいます。が認めた個人を会員(以下、「会員」といいます。))とし、パスモおよびJCBがカードを貸与します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (会員)</p> <p>1.本特約、ANAが定める「ANAマイレージクラブ会員規約」、パスモが定める「PASMO取扱規則」および「オートチャージサービス取扱規則」、東京メトロが定める「メトロポイント規約」ならびにJCBが定める「JCB会員規約」を承認のうえ入会を申し込み、ANA、東京メトロ、パスモおよびJCB(以下、総称して「4社」といいます。))が認めた個人を会員(以下、「会員」といいます。))とし、パスモおよびJCBがカードを貸与します。</p>	<p>「オートチャージサービス取扱規則」、東京メトロが定める</p> <p>→上記の、「」</p>
2	<p>第1章 総則</p> <p>第4条 (サービスの内容・条件等)</p> <p>2.本特約第3章で定める以外の各社のサービス(ANAマイレージクラブのサービス、メトロポイントに関するサービス、PASMOに関するサービス、JCBカードのサービス(本特約に定めるポイント移行以外の各種付帯サービスを含む。))等の各社がそれぞれ単独で顧客に対して提供するサービスをいいます。以下「各社サービス」といいます。の内容および条件等については、「ANAマイレージクラブ会員規約」、「メトロポイント規約」、「PASMO取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、「JCB会員規約」、「Ok! Doki! ポイントプログラム利用規定」およびその他の各社の付随規定、ならびに各社が書面その他の方法により通知または公表するサービス内容・条件等に従うものとします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4条 (サービスの内容・条件等)</p> <p>2.本特約第3章で定める以外の各社のサービス(ANAマイレージクラブのサービス、メトロポイントに関するサービス、PASMOに関するサービス、JCBカードのサービス(本特約に定めるポイント移行以外の各種付帯サービスを含む。))等の各社がそれぞれ単独で顧客に対して提供するサービスをいいます。以下「各社サービス」といいます。の内容および条件等については、「ANAマイレージクラブ会員規約」、「メトロポイント規約」、「PASMO取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、「JCB会員規約」、「Ok! Doki! ポイントプログラム利用規定」およびその他の各社の付随規定、ならびに各社が書面その他の方法により通知または公表するサービス内容・条件等に従うものとします。</p>	<p>「JCB会員規約」、「Ok! Doki! ポイントプログラム利用規定」</p> <p>→上記の「J」、「I」</p>
3	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>1.会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。なお、本カードの会員資格喪失および会員資格喪失に伴うPASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」といいます。))の退会による会員の損害に対し、各社はその責めを負いません。</p> <p>(1)第2条に記載する規約、規則および本特約のいずれかに違反した場合</p> <p>(2)JCBの会員資格を喪失した場合</p> <p>(3)ANAマイレージクラブの会員資格を喪失した場合</p> <p>(4)To Me CARDの会員資格を喪失した場合</p> <p>(5)オートチャージサービス会員資格を喪失した場合</p> <p>(6)本カードの退会を申し出た場合</p> <p>(7)PASMO取扱規則にもとづき本カードのPASMO機能をいもどした場合、PASMO機能が無効となった場合又は失効となった場合</p> <p>(8)本カードのPASMO機能を、「PASMO取扱規則」に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合</p> <p>(9)本カードを所定の期間受領しない場合(ただし、第6条、第7条および第9条により各社が発行した新カードを受領しない場合は「PASMO取扱規則」に定める失効期間が経過した後に、PASMO機能が失効するものとします。))</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>1.会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。なお、本カードの会員資格喪失および会員資格喪失に伴うPASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」といいます。))の退会による会員の損害に対し、各社はその責めを負いません。</p> <p>(1)第2条に記載する規約、規則および本特約のいずれかに違反した場合</p> <p>(2)JCBの会員資格を喪失した場合</p> <p>(3)ANAマイレージクラブの会員資格を喪失した場合</p> <p>(4)PASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」といいます。))会員資格を喪失した場合(ANA To Me CARD PASMO JCBの会員に限る)</p> <p>(5)本カードの退会を申し出た場合</p> <p>(6)PASMO取扱規則にもとづき本カードのPASMO機能をいもどした場合、PASMO機能が無効となった場合又は失効となった場合</p> <p>(7)本カードのPASMO機能を、「PASMO取扱規則」に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合</p> <p>(8)本カードを所定の期間受領しない場合(ただし、第6条、第7条および第9条により各社が発行した新カードを受領しない場合は「PASMO取扱規則」に定める失効期間が経過した後に、PASMO機能が失効するものとします。))</p>	<p>(4)To Me CARDの会員資格を喪失した場合</p> <p>(5)オートチャージサービス会員資格を喪失した場合</p> <p>(4)PASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」といいます。))会員資格を喪失した場合(ANA To Me CARD PASMO JCBの会員に限る)</p> <p>「(4)To Me CARDの会員資格を喪失した場合」</p> <p>(5)オートチャージサービス会員資格を喪失した場合」</p> <p>→削除</p> <p>(4)新設</p> <p>(5)~(8)番号繰り下げ</p>
4	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>2.前項第2号から第6号に該当した場合、会員は「PASMO取扱規則」に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定画面上に連動して本カードを持参のうえ、本カードのPASMO機能(定期券が購入されているときは定期券機能を含む。))を記名PASMOに移し替える必要があります。なお、記名PASMOへの移し替え後は、PASMO取扱規則の定めによりします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>2.前項第2号から第5号に該当した場合、会員は「PASMO取扱規則」に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定画面上に連動して本カードを持参のうえ、本カードのPASMO機能(定期券が購入されているときは定期券機能を含む。))を記名PASMOに移し替える必要があります。なお、記名PASMOへの移し替え後は、PASMO取扱規則の定めによりします。</p>	<p>号番修正</p>
5	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>3.会員資格を喪失したときの本カードの返却等の取り扱いについてはJCB会員規約の定めによりします。本カードのPASMO機能について、本条第1項第7号の払い戻し、または第8号の処理を行う前に本カードをJCBに返却した場合、PASMOのバリュー等を返却することはできません。</p> <p>4.会員は、本カードの会員資格を喪失した場合であっても、当該資格喪失以前にマイレージ移行がなされた場合には、引き続き、第17条に定める移行手数料の支払義務を負うものとします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>3.会員資格を喪失したときの本カードの返却等の取り扱いについてはJCB会員規約の定めによりします。本カードのPASMO機能について、本条第1項第6号の払い戻し、または第7号の処理を行う前に本カードをJCBに返却しもしくは返却、廃棄等した場合、PASMOのバリュー等を返却することはできません。</p> <p>4.会員は、本カードの会員資格を喪失した場合であっても、当該資格喪失以前にマイレージ移行がなされた場合には、引き続き、第17条に定める移行手数料の支払義務を負うものとします。</p>	<p>号番修正</p> <p>本カードを「JCBに返却もしくは返却、廃棄等した場合</p> <p>→上記の「もしくは返却、廃棄等」</p>
6	<p>第1章 総則</p> <p>第12条 (本特約の改定および適用)</p> <p>2.本特約に定めのない事項については、「JCB会員規約」、「Ok! Doki! ポイントプログラム規定」、「ANAマイレージクラブ会員規約」、「メトロポイント規約」、「PASMO取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、その他各社が定める規約・特約を適用するものとします。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第12条 (本特約の改定および適用)</p> <p>2.本特約に定めのない事項については、「JCB会員規約」、「Ok! Doki! ポイントプログラム規定」、「ANAマイレージクラブ会員規約」、「メトロポイント規約」、「PASMO取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、その他各社が定める規約・特約を適用するものとします。</p>	<p>「Ok! Doki! ポイントプログラム規定」</p> <p>→Ok! Doki! スペース入れる</p>
7	<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)</p> <p>4.会員等は、第2項の個人情報を、本特約末尾に記載するANAのグループ会社がANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取扱い」に準じ、共同して利用することに同意するものとします。また、会員等は、東京メトロのグループ会社が東京メトログループ会社各社に本特約末尾に記載する目的で、共同して利用することに同意するものとします(共同利用に関するお問い合わせは本特約末尾に記載するANAまたは東京メトロのお問い合わせ窓口に連絡するものとします。))。</p>	<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)</p> <p>4.会員等は、第2項の個人情報を、本特約末尾に記載するANAのグループ会社がANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取扱い」に準じ、共同して利用することに同意するものとします。また、会員等は、東京メトロのグループ会社が本特約末尾に記載する目的で、共同して利用することに同意するものとします(共同利用に関するお問い合わせは本特約末尾に記載するANAまたは東京メトロのお問い合わせ窓口に連絡するものとします。))。</p>	<p>東京メトロのグループ会社が東京メトログループ会社各社に本特約末尾に記載する目的で、</p> <p>「東京メトログループ会社各社に」</p> <p>→削除</p>
8		<p>【条項追加】</p> <p>第19条(Ok! Doki! ポイント返還時のポイント種別)</p> <p>JCB所定のOk! Doki! ポイントプログラム利用規定および付随する特約または規定等(以下併せて、「Ok! Doki! ポイントプログラム利用規定等」といいます。))に基づき、本カードで獲得したOk! Doki! ポイントと以下の各号のプログラムまたはサービスの特典等との交換等の受付後、Ok! Doki! ポイントプログラム利用規定等で認めるOk! Doki! ポイントの返還がなされる場合、Ok! Doki! ポイントプログラム利用規定等の定めにかかわらず、当該ポイント交換等の受付時に減算したポイント種別(通常獲得ポイントまたはボーナスポイント)と同じ種別且つ減算したポイント数と同数のポイントをJCBが本会員に付与する方法で返還されます。</p> <p>(1)JCB所定のOk! Doki! Shopping! JCBカード(パートナーポイントプログラム)特約に定める商品購入等の代金の一部または全部の支払いへの利用</p> <p>(2)JCB所定のOk! Doki! ポイント(MyJCBクーポン併用)スタンプカードチャージサービス利用規定に定めるOk! Doki! ポイントの移行によるスタンプカードへのチャージサービス</p> <p>(3)オンラインギフト(デジタルコードで提供される商品)</p>	<p>新設</p>
9	<p>第19条 メトロポイントからANAマイルへの移行</p>	<p>第20条 メトロポイントからANAマイルへの移行</p>	<p>19条追加に伴う条番号繰り下げ</p>
10	<p>第20条 ANAマイルからメトロポイントへの移行</p>	<p>第21条 ANAマイルからメトロポイントへの移行</p>	<p>19条追加に伴う条番号繰り下げ</p>
11	<p><ANAのグループ会社></p> <p>第13条第4項のグループ会社は次のとおりとなります。</p> <p>・ANAセールス株式会社※</p> <p>※ANAセールス株式会社・全日空国際旅行社(中国)有限公司・ANA Sales Americas・ANA Sales Europe Ltd.・ANA Sales France S.A.S.・ANAホールディングス株式会社</p> <p>・株式会社エアージャパン</p> <p>・ANAフィニクス株式会社</p> <p>・ANA X株式会社</p>	<p><ANAのグループ会社></p> <p>第13条第4項のグループ会社は次のとおりとなります。</p> <p>・ANAセールス株式会社※</p> <p>・ANAホールディングス株式会社</p> <p>・ANAセールス株式会社</p> <p>・ANAホールディングス株式会社</p> <p>・株式会社エアージャパン</p> <p>・ANAフィニクス株式会社</p> <p>・ANA X株式会社</p>	<p>ANAグループ再編につき、「ANAセールス株式会社」※ ANAセールス株式会社・全日空国際旅行社(中国)有限公司・ANA Sales Americas・ANA Sales Europe Ltd.・ANA Sales France S.A.S.削除。</p> <p>「ANAあきんど株式会社・ANA Sales Americas」加筆。</p>